

# コロナに負けない！

# 毛呂山町独自の緊急支援事業

毛呂山町では、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、町独自の新型コロナウイルスに係る支援・対策事業を実施します。世界的な感染拡大・活動自粛により毛呂山町にも深刻な影響が出ていますが、心を一つに一丸となって、この難局を乗り越えていきましょう。



毛呂山町HP

詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

問合せ 毛呂山町役場 ☎295-2112 (代表)

## 町民生活支援策

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ■ひとり親家庭等への臨時特別給付金 (※裏面参照)        | ひとり親家庭等を対象に一律5万円を支給します。申請不要で指定口座に振込みます。<br>▶問合せ 役場子ども課 ☎内線 144          |
| 事業費 14,554 千円                    |   |
| ■保育所等給食副食費無償化事業 (※裏面参照)          | 保育所等に入所している各家庭から徴収している副食費を3か月分免除します。保護者の申請は不要です。<br>▶問合せ 役場子ども課 ☎内線 141 |
| 事業費 4,075 千円                     |   |
| ■小中学校給食費無償化事業                    | 町立小中学校に通う児童生徒の給食費を3か月分免除します。保護者の申請は不要です。<br>▶問合せ 学校給食センター ☎294-2242     |
| 事業費 28,273 千円                    |   |
| ■G I G Aスクール小中学校端末整備事業           | 町立小中学校の児童生徒用として一人1台学習用タブレットを学校に配備します。<br>▶問合せ 教育委員会教育総務課 ☎内線 512        |
| 事業費 34,245 千円<br>(総事業費の内、交付金活用分) |   |

## 地域経済対策

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| ■がんばるお店 (事業者) 応援金 (※裏面参照) | 収入が対前年比で20%以上減少した飲食店をはじめとする中小・小規模事業者 (最大500件) に10万円を給付します。申請が必要です。▶問合せ 役場産業振興課 ☎内線 214 |
| 事業費 50,522 千円             |  |
| ■商品開発事業者支援事業              | ふるさと納税の返礼品提供商品の発掘および新たな商品開発を進め、町内事業者の増収を図ります。<br>▶問合せ 役場総務課 ☎内線 312                    |
| 事業費 2,200 千円              |  |

## 感染拡大予防策

- |  |   |
|--|---|
| ■医療機関支援事業                                | 指定医療機関である埼玉医科大学病院へ感染症対策医療消耗品などの購入を補助します。<br>▶問合せ 保健センター ☎294-5511                   |
| 事業費 20,000 千円                            |   |
| ■コロナに負けない！ 消毒液配布事業                       | 町内飲食店へアルコール消毒液を配布します。<br>▶問合せ 役場産業振興課 ☎内線 214                                       |
| 事業費 1,200 千円                             |   |
| ■感染拡大防止事業・防災資材等整備事業<br>・庁舎内カウンター飛沫防止対策事業 | 町公共施設などで使用する手指消毒液等の感染症予防品を確保します。また密接密集防止資材等の備蓄および資材を収納する倉庫を設置します。▶問合せ 役場総務課 ☎内線 311 |
| 事業費 12,471 千円                            |   |

## がんばるお店（事業者）応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している中小・小規模企業者の方に対し、1事業者につき**一律10万円**を支給します。**申請が必要です！**

■申請受付期間 **令和2年6月15日（月）から7月31日（金）まで（消印有効）**

### ■対象者

- ・町内に本社または本店がある事業者（中小企業基本法第2条第1項各号及び第5項に該当する中小企業者）、かつ経済センサスによる対象事業所であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年3月から同年5月までの間のいずれかの月の売上高と前年同月の売上高と比較して**20%以上減少**している方。
- ・令和2年3月31日までに納期を迎えた町税（町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）に未納がないこと。

### ■必要書類（詳細は町ホームページでご確認ください）

- ・がんばるお店（事業者）応援金交付申請書兼請求書、誓約書（毛呂山町ホームページからダウンロードできるほか、役場産業振興課窓口または毛呂山町商工会で配布）
- ・町内に本社または本店が存在することが分かる書類（法人の場合／履歴事項全部証明書の写し 個人の場合／開業届の写し等）
- ・法人の場合／直近1期分の決算書の写し 個人の場合／直近1年分の確定申告書の写し
- ・売上げが20%以上減少していることが証明できる書類（売上げ台帳等）
- ・法人名義または個人事業主名義の通帳のおもて面および通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し

※申請書の書き方や必要書類等について、ご不明な方は6月15日（月）から役場2階204会議室で相談を受けれます（受付時間／午前9時から午後3時まで。土日祝日を除く）。

■申込み・問合せ 役場産業振興課商工観光係（〒350-0493 毛呂山町中央2-1）

☎295-2112内線214・215 **※感染拡大防止のため、郵送にてお申し込みください。**

## 保育所等給食副食費 無償化事業

保育所等や幼稚園に通っている3歳クラス以上の給食副食費（おかず代）を施設に補助することで、**3か月分の副食費を免除**します。保護者の**申請は不要**です。

■対象 保育所等に通う3歳以上のお子さんを持つ保護者

■補助期間 令和2年6月1日（月）から8月31日（月）

■補助内容 3か月分の副食費（おかず代）を免除（補助上限額／月額4,500円）

※主食費（ごはん代）は免除になりません。

※町外の保育施設等に通っている場合でも、保護者の申請は不要です。

■問合せ 役場子ども課保育係

☎295-2112内線141

## ひとり親家庭等への 臨時特別給付金

ひとり親家庭等を対象に臨時特別給付金を支給します。

**申請は不要**で指定口座に振込みます。

■対象 ひとり親家庭等（所得制限あり）

※詳細は町ホームページをご確認ください。

■給付額 1世帯 **一律5万円**

■給付開始時期 6月中旬（予定）～

■給付方法 対象者に事前通知を送付します。原則、申請は不要です。ただし、給付金の支給を希望しない場合は6月9日（火）までに辞退届を提出してください。振込口座は、ひとり親家庭等医療費または児童扶養手当で登録してある口座です。

■問合せ 役場子ども課児童係

☎295-2112内線144

